

『政府税調、法人税改革案まとめ 中小企業にも外形標準課税を』

政府税制調査会は先般、第10回となる会合を開き「法人税の改革について(案)」を公表した。具体的な改革事項8点を挙げ、それぞれ改革の方向性を取りまとめた。

1) 租税特別措置：可能な限りの廃止・縮小を行い政策支援の偏りを是正 2) 欠損金の繰越控除制度：控除期間の延長と上限額の引下げを行い、税負担を平準化 3) 受取配当等の益金不算入制度：株式保有を目的(支配関係又は資産運用)により明確に区別し、不算入の対象となる配当等の範囲を見直し 4) 減価償却制度：定率法から定額法への一本化 5) 地方税の損金算入：法人事業税・固定資産税を不算入とし、国税と住民税・事業税の課税ベースを安定化 6) 中小法人課税：資本金基準の見直しあるいは水準の引き下げ、軽減税率の是正等 7) 公益法人課税：「公益法人」「収益事業」の範囲見直し、二重の適用(軽減税率、みなし寄附金制度)の是正等 8) 地方法人課税では、行政サービスの費用を受益者が広く負担する地方税の趣旨に鑑み、外形標準課税の対象を広げるため資本金1億円以下の法人にも付加価値割を導入すべきとされた。また法人住民税均等割を増額すると同時に、現在その課税の根拠となっている指標(資本金等の額、従業者数)の再検討が求められている。

『導入圧力が高まる社外取締役 会社法の一部改正法が公布』

「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が6月27日に公布された。

今回の会社法改正で一番の注目を集めたのは社外取締役の導入の可否だ。会社法では、社外取締役の義務付けは行わないことになったものの、社外取締役を義務付けていない上場企業等については、定時株主総会で「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することとされた。加えて、事業報告や株主総会参考書類にも「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載することになっている。この点、社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないこととされているので留意したいところだ。

また、法律施行から2年経過後には、社外取締役の選任状況や社会情勢の変化等を勘案し、社外取締役を義務付けるかどうかなどの検討を行う旨が附則に明記されている。上場企業等に対する社外取締役の導入圧力はかなり高くなっているといえそうだ。

なお、施行は「公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日」と規定されている。今のところ平成27年4月1日が有力である。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。